

「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ」（第 21 回）議事要旨

【日 時】 平成 23 年 7 月 28 日（木）午後 4 時 ～ 午後 4 時 50 分

【場 所】 日本証券業協会 第 1 会議室

【出席者】 吉田主査ほか各委員

【議 題】 1. アウトライト T+1 化の検討について
2. その他

【議事概要】

1. アウトライト T+1 化の検討について

- 吉田主査より、資料「前回WG（6月16日）以降の分科会での検討結果」に基づき、前回WG以降に開催されたフロント分科会及びバック分科会における検討状況について報告があり、その後、以下のとおり、意見交換が行われた。

（意見交換）

- ・ 約定の際に取り交わす金額について確認したい。GCレポにおいて1,000億円で約定した場合、実際に受け渡す金額は、債券の時価に応じて1,000億円前後を想定されているのか、それとも、1,000億円丁度を想定されているのか。
 - GCレポは資金取引に近い性質があることから、約定は基本的には受渡金額ベースで行うことになると思う。約定後は、信託銀行がファンド毎に運用金額を割り振り、その後、担保管理サービスが運用金額に見合うように担保銘柄を割り当てることとなる。
- ・ その場合、約定した金額に対して1円も変わらないという認識でよいか。
 - ここは、今後の検討のテーマになると思う。金額が1円も変わらないということは、難しいことだと思う。どのような形で約定金額を決めていくかという市場慣行については、今後、議論していくこととなると思う。
 - この話は確かに重要な論点であると思う。約定照合における議論ではあるが、海外には、誤差があってもマッチングさせる慣行がある。先般、(株)証券保管振替機構において誤差照合機能の導入が決定され、2014年のシステムリプレイス案件の一つとされたと聞いている。同機能は、株式の非居住者との取引に係るもので、これが国債に応用されるかどうか

はわからないが、誤差照合についての慣行も、日本で始まりつつあるということである。

- ・ バスケット・ネットティングについて確認したい。ネットティング後に担保銘柄が割り当てされるということだが、例えば、レポのスタート時に資金運用 200 億円と資金調達 100 億円の取引のバスケット・ネットティングを行った後、差額の 100 億円分に数銘柄が割り当てられるような場合、どのように返済するのか。
- ・ また、エンドの期間が異なる場合、例えば、スタート時に資金運用 200 億円（翌日物 A）と資金調達 100 億円の取引（1 週間物 B）のバスケット・ネットティングを行い、差額の 100 億円分に 1 銘柄の担保債券が割り当てられるとする。その場合、A のエンド日（翌日）には、200 億円の資金が返済され、200 億円相当の担保債券を返戻する必要があると思う。この場合、どのように債券を渡すことになるのか。B のエンド日である 1 週間後には、同じ銘柄で 100 億円分の担保債券が戻ってくるのか。また、バスケット・ネットティング後に数銘柄が割り当てられている場合はどうなるのか。

→ まず、バスケット・ネットティングは、米国の G C F レポのように、G C レポのスタート取引に関して、担保割当を行う前にバスケット種類が同一の取引の資金受渡金額をネットティングするもので、決済日（スタート日及びエンド日）が同一の取引を前提として想定している。

それを踏まえ、回答させていただくと、バスケット・ネットティングを行った後、この場合であると差額の 100 億円に対して何銘柄かを割り当ててレポがスタートする形になるが、それは、エンドを迎えるという段階では、同じ銘柄が当然エンドを迎えることになると思う。

- ・ エンド取引もバスケット・ネットティングされるという理解でよいか。
 - エンド取引においては、既に取引の対象となる債券が定まっているため、バスケット・ネットティングを行うことはなく、現状の(株)日本国債清算機関を利用した取引と同様のイメージとなる。

2. その他

- 小松原副主査より、前回WG（6月16日）以降のWEBサービスに関する検討状況について、以下のとおり説明が行われた。委員からは特段の意見はなく了承された。

- ・ 6月29日開催のバック分科会に先立ち、WEBサービスのベンダーより、同サービスの概要説明及びデモンストレーションが行われた。また、ファイル自動アップロード機能に関する課金の考え方等について説明があった。
- ・ 説明の席上においては、WEBサービスの機能に係る様々な質問が出たため、ベンダーのサービス対応窓口をワーキングメンバーに案内し、追加の質問等については、各社からベンダーに直接確認いただくこととした。
- ・ ファイル自動アップロード機能の課金についてベンダーから提示された料金体系は、毎年1コネクション（1接続）毎に課金されるとのことであった。出来通知データの送受信とネットィング照合の両方の機能を装備した場合は、料金が2倍になる可能性があり、利用者の負担額が想定外の額と思われるため、料金体系についてベンダーに再検討の依頼をしているところである。ベンダーが再検討を行うに当たり、ファイルアップロード機能の使用見込みを把握するため、WGメンバーに対しては当該機能の使用希望状況について確認を行っている。
- ・ ファイル自動アップロード機能の利用希望の有無の確認結果は、16社から回答があり、その内訳は、「利用希望あり」が7社、「条件次第・値段次第で対応」が4社、「希望なし」が5社と、一定程度の利用が想定されるという結果であった。ベンダーに対しては、この結果を連絡し、再検討を促したところである。
- ・ 7月26日に主査と共に、WEBサービスの状況について、ベンダーに対し確認を行った。ファイル自動アップロード機能の料金体系については未確定ということであったが、1社当たりのコネクション数に制限をつけない方向で提示できるよう検討しているとのことであった。
- ・ ファイルアップロード機能については、現在要件定義書を作成中であり、8月中旬以降に開示、9月中には開発を完了して10月以降のテストを想定しているとのことである。
- ・ 標準のWEBサービスの機能についても、現在マニュアルを整備中と聞いているので、そ

の関連スケジュールの提示も含めた形で作成をお願いしているところである。確定次第、メンバーに連絡をしたいと思う。

- 事務局より、6月29日に「相対ネットティング照合等の実務に関する取扱指針」等の策定等について協会員通知を発出していること、また、これに関連して(社)投資信託協会と(社)日本証券投資顧問業協会からも会員通知等により周知がされていること及び8月下旬には国債取引の多い協会員に対し説明会を開催する予定であること等の説明があった。

- 最後に吉田主査より、以下のとおり説明があった。

- ・ T+1化の検討については、8月以降もバック分科会及びフロント分科会を継続して開催する予定である。バック分科会においては、新しいイメージパターン(資金の取り手が随時担保割当とグロス決済を行う方式+一定時刻までの取引をまとめて担保割当及び決済を行う方式)について検討を行い、機能配置を含めて議論していきたいと思う。フロント分科会では、GCレポを含め、SCレポ及びアウトライト取引時間帯等について議論を確認させていただくことになると思う。
- ・ 10月を目途に最終報告書を取りまとめるため、これまでの議論を整理し、事務局で最終報告書の叩き台を用意して、フロント分科会及びバック分科会や次回のWGで議論していただきたいと思う。
- ・ T+2化についてもできるだけ広く周知を図りたいと思っている。この件についても是非御協力いただきたい。

以 上